

# 受給者だより

Vol.41

この度の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成23年11月

事業状況	平成22年度決算等のお知らせ……………1
	平成23年3月末現在の事業状況 ……3
年金受給コーナー	現況届の提出／住所・受取機関の変更／失業給付受給中の方へ／65歳を迎えられる方へ／年金・受給者が亡くなったとき…4
解説	年金と税金……………6
健康情報等	膝の痛みは、あきらめない、我慢しない……………7

## 平成22年度決算等のお知らせ

当基金の平成22年度決算等が、去る9月22日に開催された第99回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

## 平成22年度決算

### 年金経理

年金給付や年金資産の管理運用などを行う経理です。  
資産額は時価により表示しています。

### ●平成22年度の収支状況（損益計算書）

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

費用勘定 5,339,783,506円

年金給付費	3,061,040,303円
支給した年金	
運用報酬・業務委託費等	
信託銀行・投資顧問会社への 運用手数料・業務委託費等	
移換金	
企業年金連合会等に移換した 中途脱退者の年金原資	132,395,021円
離婚分割移換金	222,441,476円
国に移換した離婚分割の年金原資	10,658,920円
拠出金	370,709円
企業年金連合会の行う 支払保証事業への拠出金	330,307,507円
運用損失	
資産運用に伴う損失	
給付債務増加額	1,081,786,000円
給付債務が前年度より増加した額	
特別掛金収入現価減少額	500,576,000円
特別掛金収入現価が前年度より減少した額	
その他	207,570円

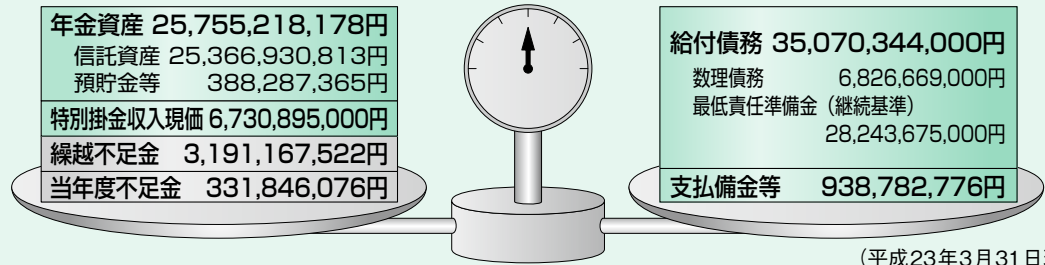
収益勘定 5,339,783,506円

掛金等収入	2,333,445,277円
事業主と加入員からの掛金	
受換金	57,942円
企業年金連合会から受け入れた 再加入者の年金原資	
政府負担金	205,195,469円
年金給付に対する政府からの 負担金	
受入金	73,742円
業務会計からの受け入れ	
給付債務減少額	2,469,165,000円
給付債務が前年度より減少した 額	
当年度不足金	331,846,076円

## ●資産と負債の状況(貸借対照表)

資産勘定 36,009,126,776円

負債勘定 36,009,126,776円



## 平成22年度 積立水準の検証

基金では、財政の健全性をチェックするために、毎決算時に年金資産の積立水準の検証を行っています。積立水準の検証には、①積立水準が必要額に達しているかどうか(継続基準の財政検証)、②加入員の年金受給権が確保されているかどうか(非継続基準の財政検証)の2

つの観点から行われます。当基金の平成22年度末の財政検証は、継続基準及び非継続基準とも基準値に抵触する結果となりました。ただし、継続基準では許容繰越不足金分を加味した場合の純資産額が一定の水準に達していること、非継続基準でも長期運営計画を厚生労働大臣宛てに提出済みのため、積立水準回復計画の見直しなどによって、当面、掛金変更等は猶予されます。

区分	当基金の積立水準		基準値
継続基準	純資産額	24,816百万円	1.00以上
	責任準備金	28,399百万円	
非継続基準	代行給付について	純資産額	1.05以上
		最低責任準備金	
	給付の全体について	純資産額	0.90以上 (平成24年度以降1.00以上)
		最低積立基準額	

## 業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。事業の運営にあたっては経費の縮減に努めました。

### 損益計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

費用勘定	収益勘定
事務費 45,404,196円	掛金収入 76,259,886円
代議員会費 534,825円	延滞金 1,285,900円
機械処理経費 8,652,947円	受取利息及び配当収入 312,249円
繰入金 73,742円	雑収入 260,710円
雑支出 1,765,801円	
その他 6,090円	
当年度剰余金 21,681,144円	
合計 78,118,745円	合計 78,118,745円

### 貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

資産勘定	負債勘定
現金・預貯金 183,483,381円	預り金・引当金 9,082,000円
未収事務費掛金 8,710,734円	繰越剰余金 185,949,739円
未収金 4,440,300円	
有価証券 20,039,000円	当年度剰余金 21,681,144円
その他 39,468円	
合計 216,712,883円	合計 216,712,883円

## 業務経理・福祉施設会計

種々の福祉施設事業を行う会計です。業務会計同様、経費の縮減に努めました。

### 損益計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

費用勘定	収益勘定
事務費 6,871,980円	受取利息及び配当収入 1,393,913円
福祉給付金 1,420,000円	当年度不足金 11,027,612円
雑支出 4,129,545円	
合計 12,421,525円	合計 12,421,525円

### 貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

資産勘定	負債勘定
預貯金 34,319,870円	引当金 59,057,246円
未収福祉施設掛金 12,210円	
有価証券 473,076,876円	基本金 937,489,435円
固定資産 478,110,113円	
当年度不足金 11,027,612円	
合計 996,546,681円	合計 996,546,681円

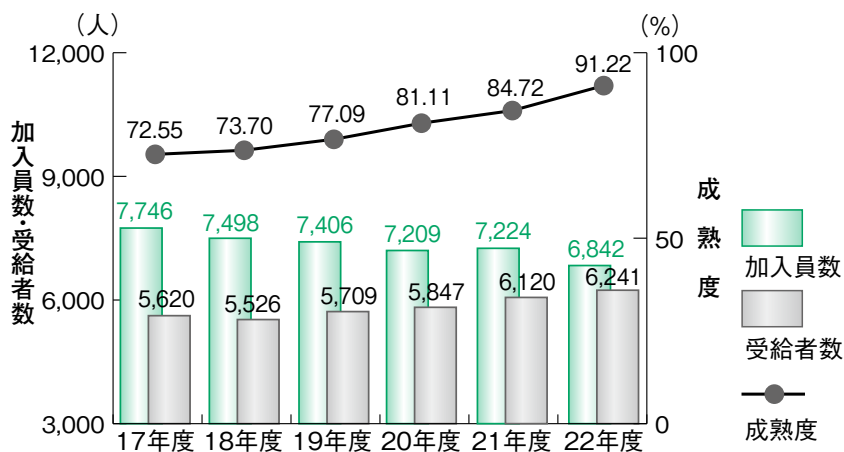
# 事業状況



## 平成23年3月末現在の事業状況

		対前年度・増減
事業所数	232事業所	△5事業所
加入員数	6,842人(男子 4,718人 女子 2,124人)	△382人
平均標準給与月額	302,140円(男子 335,969円 女子 226,998円)	5,837円
年金受給権者数	6,241人(男子 4,153人 女子 2,088人)	122人
平均年金額	511,505円(男子 617,956円 女子 299,777円)	6,556円
慶弔金支給件数・額	93件 142万円	△8件 △52万円

### ● 成熟度(受給者数/加入員数) 91.22%

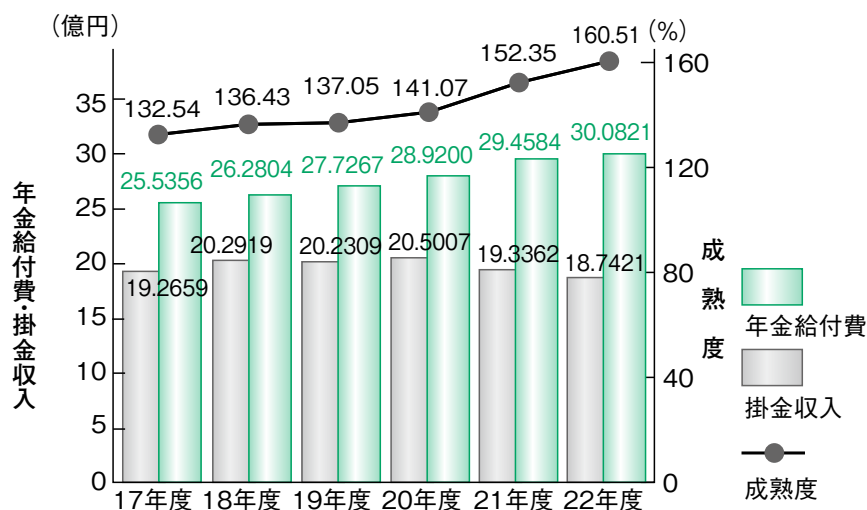


※平成22年度の状況は加入員1.1人で受給者1人を支える状況です。

#### ● 成熟度とは

年金制度の状況が、どの程度のレベルであるかを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

### ● 成熟度(年金給付費/掛金収入) 160.51%



※平成22年度の年金給付費は掛金収入の約160%に相当する状況です。



# 年金受給者の方の届出

## 誕生月には「現況届」を忘れずに提出してください

「現況届」は、年金を引き続き受けるために提出していただく大切な書類です。毎年誕生月の初め頃に送付されますので、受給者ご本人の住所、氏名などを記入し、必ず誕生月の末日までにご提出ください。親族の方が代理に記入した場合は、代理人署名欄にも記入してください。

※次に該当される方は、「現況届」の提出が必要ないため送付していません。

### ■ 当基金の「現況届」提出不要者 ■

- ① 年金給付の裁定後、1年以内の方
- ② 年金が全額支給停止になっている方
- ③ 年金が全額支給停止になっていた後、支給を受け始めてから1年以内の方
- ④ 当基金の加入事業所にお勤め中の方

### ■ 日本年金機構の「現況届」提出不要者 ■

- ① 年金給付の裁定後、1年以内の方
- ② 年金が全額支給停止になっている方
- ③ 年金が全額支給停止になっていた後、支給を受け始めてから1年以内の方  
(在職年金により全額支給停止になっていた方が、給与等の変更で受けられるようになった場合を除く)
- ④ 住民基本台帳ネットワークを活用して確認ができる方

## 年金受給者が亡くなったとき

国・基金から支給される年金は、終身にわたって支給されるものです。受給権者が亡くなったとき、遺族の方は、すみやかに当基金・年金事務所(年金相談センター)それぞれにご連絡ください。

届出が遅れると、年金を多く受け取り過ぎて後で返さなければならなくなる場合がありますので、ご注意ください。未支給の給付金がある場合、未支給の給付金を受けることができる方の順位は死亡された受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。自分よりも先順位者がある場合は、給付を受けることができません。

### ■ 当基金の変更手続き ■

受給権者が亡くなったとき遺族の方は、「受給権者死亡届」を当基金へご提出ください。(遺族年金はございません)

#### 【未支給の給付金がある場合】

当基金の年金は受給権者が亡くなった月の分まで支給することになっておりますので、その方に支給すべき年金でまだ支給されていないものがある場合には、未支給の給付金として遺族に支給されます。未支給の給付金を受けるためには「未支給の給付金請求書」を当基金へご提出ください。

### ■ 日本年金機構の変更手続き ■

受給権者が亡くなったとき遺族の方は、「年金受給権者死亡届」を年金事務所または年金相談センターへご提出ください。(日本年金機構に住民票コードが収録されている方については、平成23年7月以降、「死亡届」が不要になりましたが、未支給の給付金がある場合や遺族年金を受ける場合は届出が必要になりますので注意してください。)

#### 【未支給の給付金がある場合】

国(日本年金機構)の年金は受給権者が亡くなった月の分まで支給することになっておりますので、その方に支給すべき年金でまだ支給されていないものがある場合には、未支給の給付金として遺族に支給されます。未支給の給付金を受けるためには「未支給年金・保険給付請求書」を年金事務所または年金相談センターへご提出ください。

## 65歳になったとき

平成19年4月から国から支給される老齢厚生年金・老齢基礎年金の支給繰下げ制度が実施されています。当基金においても、国の老齢厚生年金の一部を代行しているため国同様に繰下げ制度を実施しておりますので、国の年金である老齢厚生年金・老齢基礎年金を65歳から引き続き受給するかまたは66歳～70歳までの希望する年齢まで受給を繰下げて（支給を遅らせて）受給するか、本人の意思確認が必要になります。

### ■ 当基金の変更手続き ■

65歳のお誕生日月上旬に「老齢厚生年金の繰下げ請求に係る申立書」をお送りしておりますので、繰下げ受給するかしないかを記入し、期限までに当基金へご提出ください。

申立書の提出がない場合、年金の過剰払いが発生することがございますので、提出期限を過ぎたときは提出されるまでの間、年金を一時差し止めさせていただきます場合がございます。

### ■ 日本年金機構の変更手続き ■

65歳の誕生日月上旬に日本年金機構から「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求」をお送りしておりますので、必要事項に記入し期限までに日本年金機構へご提出ください。

繰下げせず、引き続き年金受給を希望される方は、上記の請求書を期限までの必ず日本年金機構へ提出してください。提出が遅れると年金が一時差し止めされる場合がございます。

## 住所や年金の受け取り場所を変更するとき

住所や年金住所や年金の受け取り金融機関を変更される場合は、届出が必要です。届書が必要な場合は、当基金・年金事務所（年金相談センター）それぞれにご連絡ください。

### ■ 当基金の変更手続き ■

「受給権者異動届」を当基金へ提出してください。  
※当基金では住民基本台帳ネットワークでの確認はできませんので、変更が必要な場合は必ず「異動届」の提出をお願いいたします。

### ■ 日本年金機構の変更手続き ■

「年金受給権者住所・支払機関変更届」を年金事務所または年金相談センターに提出してください。（日本年金機構に住民コードが収録されている方につきましては、住所変更届は原則不要です。ただし、日本年金機構に住民コードが未収録の方や住民票の住所と違う場所にお住まいの場合、成年後見を受けている方等は、届出が必要です。）

## 失業給付（基本手当）の受給中は、年金が全額停止となります

雇用保険の失業給付（基本手当）を受けている場合は、その期間は年金が全額支給停止となります。ハローワークに求職の申し込みをされたときや、失業給付の受給が終了したときは、ご連絡をお願いします。（国（日本年金機構）の年金では、失業給付のほかに高年齢雇用継続給付による年金の停止を行っております。）

### ■ 当基金の変更手続き ■

#### 【失業給付を受けるとき】

ハローワークより発行されます「雇用保険受給資格者証」の写しをご提出ください。

#### 【失業給付の受給が終了したとき】

「雇用保険受給資格者証」の受給記録すべての写しをご提出ください。（全受給記録の写しを提出する際は資格者証の最後に「支給終了」や再就職日等が記載されているものをご提出ください。）

### ■ 日本年金機構の変更手続き ■

#### 【失業給付／高年齢雇用継続給付を受けるとき】

「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を年金事務所または年金相談センターにご提出ください。（「雇用保険受給資格者証」「高年齢雇用継続給付支給決定通知」の写しが必要になります。）

#### 【失業給付／高年齢雇用継続給付が終了したとき】

ハローワークから情報提供があり、その情報に基づき終了処理を行うため、受給権者本人の手続きは必要ありません。

国と基金の年金については、雑所得として所得税がかかり、その支払期ごとに源泉徴収されます。ただし、年金額が一定以下の場合は、源泉徴収されません。

## ●年金給付には所得税がかかる

国の老齢基礎年金・老齢厚生年金・特別支給の老齢厚生年金、基金の年金など、老齢(退職)を支給事由とする年金給付は、所得税法上の規定により「公的年金等に係る雑所得」として課税の対象となります。

なお、国の障害年金や遺族年金については、非課税となっています。

## ●年金の源泉徴収

年金の支払を行う日本年金機構や基金では、支払期月ごとにあらかじめ所得税を源泉徴収して、受給者に支払っています。ただし、年金額(年金支払額)が右の表の一定額に満たないときは、源泉徴収が行われません。

	65歳未満	65歳以上
国の年金	108万円	158万円
基金の年金	108万円	80万円

※受給者の年齢については、その年の12月31日現在で見ます。

## ●扶養親族等申告書の提出

源泉徴収の対象となる人で、公的年金等控除、配偶者控除などの各種控除を受けるためには「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要があります。ただし、国と基金など2つ以上の年金を受けている人や、年金のほかに給与所得などがある人などは、控除の重複を避けるために、いずれか一方(例えば、日本年金機構)へ申告してください。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、毎年11月中旬頃に日本年金機構から送付されますので、12月の指定された期限までに提出してください。

なお「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない場合は、一律に7.5%の税金が源泉徴収されます。

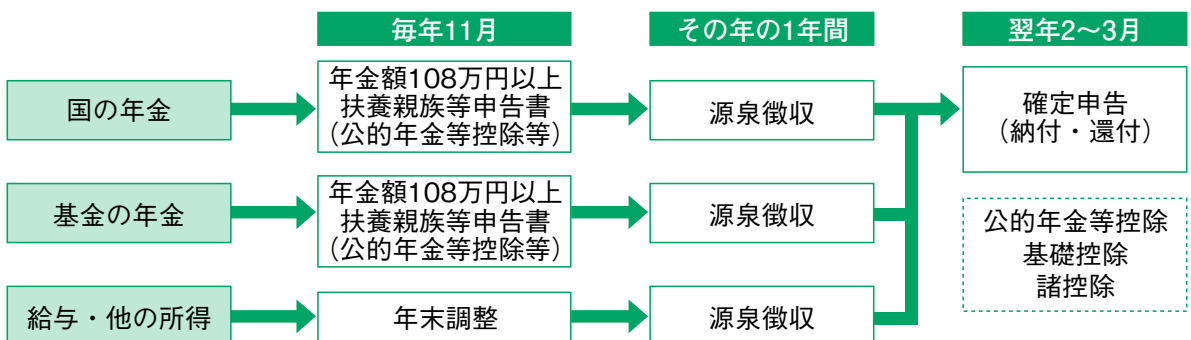
## ●確定申告での清算

2ヵ所以上から年金を受けている人や、年金以外に給与所得などがある人は、確定申告を行い清算をする必要があります。税額に不足があれば納税し、納めすぎであれば還付を受けることができます。また、確定申告を行えば、住民税の申告も同時に行われるしくみであるため、個別に手続きを行う必要はありません。

## ●源泉徴収票について

国(日本年金機構)、基金とも1月下旬までに源泉徴収票が受給者あてに送付されます。この源泉徴収票は、確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

### 年金にかかる税金について ～申告から納付まで～



※源泉徴収は、65歳以上の人の場合は、国の年金158万円以上、基金の年金80万円以上の人が対象となります。→年金にかかる税金についての詳細は、最寄りの税務署へお尋ねください。

# 膝の痛みは、

年だからと

あきらめない、  
我慢しない



立ったり座ったり、階段を昇り降りしたりすると膝が痛い。最近、膝が腫れてきた。こんな症状があれば加齢に伴う変形性膝関節症を疑ってみましょう。

## 痛みが出始めた時は整形外科を受診する

膝に違和感や痛みはありませんか？ 年齢に伴い膝の痛みに悩む方が増えてきます。原因で一番多いのは、加齢によって起こる変形性膝関節症です。主な症状は膝の痛みですが、始めの頃はいつも痛むわけではありません。朝起きた時や座っていて立ち上がろうとした時、歩き始め、階段の昇り降りなどの時に膝が痛くなる方が多いようです。また、膝が腫れてくこともあります。

痛みはしばらくすると消えてしまうので、年だからとあきらめて我慢してしまい、悪化させてしまう方も少なくありません。初期の段階で適切な治療を受ければ症状の進行を抑え、痛みを和らげることができます。痛みがある時は、ためらわずに整形外科を受診しましょう。

## 膝関節の軟骨が変性してしまう病気

膝関節は、大腿骨、脛骨、膝蓋骨の3つの骨が組み合わさっています。それぞれの骨が接する関節面はクッション役をしている軟骨で覆われ、骨と骨がごりごり、こすれ合うことはありません。変形性膝関節症は、この軟骨が加齢に加え、肥満、筋力の衰え、O

脚なども影響して痛みを伴う炎症を起こし、徐々に軟骨がすり減ったり、変形したりする病気です。また、膝に水がたまることもあります。

## 治療の基本は運動療法

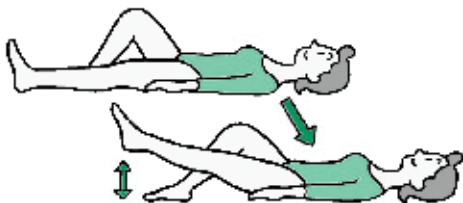
治療の基本は病気の進行を抑え、痛みを和らげることです。すり減った軟骨を元通りにすることはできませんが、日常生活を送る上で不自由を感じない程度に回復することは十分可能です。

治療には保存療法と手術があります。保存療法は、痛みがひどい時は消炎鎮痛薬や冷湿布、温熱療法などを行います。基本は膝回りの運動（筋力トレーニング）となります。保存療法の効果が余りない時は手術することも考えられます。手術では、トゲのようになった骨を取り除く、人工関節にするなどの方法がとられます。どのような方法があるのか、メリットだけでなくリスクはあるのかなど詳しく聞いて判断することが大切です。

変形性膝関節症の多くは加齢が原因ですが、だからと言って高齢者の誰もがなる病気ではありません。膝の筋力を鍛える運動を日頃から実践することで予防することができます。

## 変形性膝関節症を防ぐ運動をしましょう

※変形性膝関節症と診断された方は、医師の指示に従ってください。また、痛みや炎症が強い方は行わないでください。



①床に仰向けになり片脚の膝を立てる。伸ばしている足のかかとを床上10～20cmくらいまで上げ、5～10秒静止してゆっくり下ろします。左右交互に10回繰り返します。（朝昼晩、1日3回が理想）



②イスに座り、片脚を伸ばした状態からゆっくり上げ、5～10秒静止してゆっくり下ろします。左右交互に10回繰り返します。（朝昼晩、1日3回が理想）

③1日1万歩や水中ウォーキング。

日常生活を見直して膝に負担のかからない暮らしをしましょう

## ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

### 開設内容

- 基金の概要
- 規約と規程
- 予算と決算
- 給付のしくみ
- 年金のご相談 (24時間)
- 基金の現況
- 広報誌関係
- 各種届出様式
- 掛金額表etc

The screenshot shows the homepage of the East Japan Glass Industrial Employee's Pension Fund. The header includes the fund's name in Japanese and English, and a message about the Great East Japan Earthquake. The main content area features a 'Latest News' section with two articles: one about server maintenance on August 23, 2011, and another about the revision of pension rates effective from September 2011. The right sidebar contains navigation links for 'Fund Status', 'Public Relations', and 'Various Documents'. The footer includes contact information and a copyright notice.

「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

## 年金相談コーナー

来所、ファクシミリ、手紙、

当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

E-mail [info@glskkn.com](mailto:info@glskkn.com)

